

集団的自衛権行使を容認する憲法解釈についての意見書

集団的自衛権については、過去、内閣法制局長官が、憲法第9条のもとで許容される自衛権は自国を守るための必要最小限の範囲であり、集団的自衛権はこの範囲を超える旨の政府答弁を行っており、政府も一貫してこの立場を貫いてきた。

しかしながら、安倍首相は、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書に基づき、集団的自衛権の行使容認に向けた憲法解釈を閣議決定することで、自らの一存で憲法解釈を変更できるとの立場を示した。

そもそも憲法は、首相を初めとする国家権力を厳格に拘束するものであるから、一内閣が憲法の解釈を勝手に変えるなど、国家権力自らがその拘束を解くことは、我が国の立憲主義の原則に反することになる。

国民主権の立場で国家権力を制限し、国民の人権を守るのが憲法の本質的役割であり、立憲主義の原則であるという憲法の本質に照らしても、憲法の解釈変更は権力者の恣意に任せられることがあってはならない。

よって、政府におかれては、国民的議論を踏まえ慎重な審議を行い、立憲主義の立場から、閣議決定のみによる憲法解釈の変更を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日

鎌倉市議会